

大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針【概要】

教育委員会事務局学事課(学事・適正配置グループ)

指針策定の主旨

平成 22 年答申に基づき、児童のより良い教育環境の整備を図るため、区長と教育委員会が連携し、保護者や地域住民を主体とした適正化の取組みをより円滑に推進することが重要であり、本指針を策定する。

I これまでの経過

○平成 16 年答申では児童数が 120 名を下回る小学校については、今後、何らかの方策を検討すべき時期に来ており、特に複式学級を有する学校等については、その解消の検討を始めるべきである。

↳ 大阪北小学校の扇町小学校との統合(平成 19 年 4 月)

○平成 20 年答申では 12～24 学級を適正規模と再整理。全学年単学級の小学校を適正化の検討対象とし、基本的には「統合」の手法により進めるべきである。

↳ 極めて小規模な 3 校より、順次、地域・保護者への説明を開始
中津南小学校の中津小学校との統合(平成 22 年 4 月)

○平成 22 年答申では 11 学級以下の小学校を適正化の対象として再整理。以下のとおり分類した上で、児童数が 120 名を下回る(分類①②に該当)小学校について、速やかに「統合」を進めるべきである。

↳ 該当 6 校について、地域・保護者への説明を開始

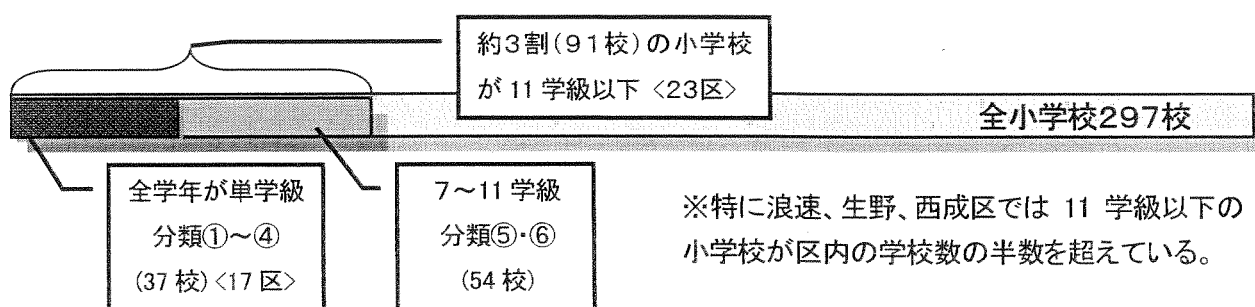
速やかに「統合」に向けた調整を進める必要がある小学校	今後の児童数の推移を注視し順次取組みに着手する小学校
① 複式学級を有する小学校、もしくは複式学級を有してはいないものの、全ての学年の児童数が 20 名未満であり児童の男女比率に著しい偏りがある学年を有する小学校	③ 現在児童数が 120 名以上の状況ではあるが、今後児童数が 120 名を下回ることが見込まれる小学校
② ①には該当しないが、児童数が 120 名を下回る状況であり、今後とも児童数が 120 名以上に増加する見込みが立っていない小学校	④ ①～③には該当しないが、今後とも全学年単学級の状況にあると見込まれる小学校
	⑤ 現在 7 学級以上 11 学級以下の状況ではあるが、今後全学年単学級の状況になることが見込まれる小学校
	⑥ 今後、7 学級以上 11 学級以下の状況にあると見込まれる小学校

○平成 25 年 12 月に適正化の取組みをより円滑に推進するため、審議会より「大阪市立小学校学校配置の適正化の推進に向けての意見書」を受ける。

II 児童数の推移及び現状

○児童数等の推移 児童数は、昭和 54 年度(約 24 万 2 千人)と平成 25 年度(約 11 万 5 千人)を比較すれば半減しているにもかかわらず、学校数は反対に増加(290 校→297 校)。

○大阪市の小学校の現状(平成 25 年 5 月 1 日現在)



Ⅲ 適正化に向けた今後の推進のための基本的な考え方

平成 22 年答申を起点とし、児童の良好な教育環境の確保、教育活動の充実を図ることを目的に地域を主体とした取組みを区長と教育委員会が連携して進める。

1 対象校と取組みの優先順位

対 象 校 11 学級以下の小学校

優先順位 分類①・②を最優先とし、原則、分類③～⑥については、より小規模化が進んでいる学校から順次取組みを検討する。

ただし、分類⑥については、学級数、児童数を注視し、取組みの是非を見極める。

2 適正配置の手法

基本的には、「統合」の手法により進め、場合によって、「校区の変更」についても検討する。

3 適正配置の基本的な考え方

- ◇ 適正配置対象校同士の統合を優先する。
- ◇ 適正配置対象校と適正規模校の統合は、適正規模校が存続校とする。
- ◇ 学校名は双方の地域に配慮して定める。

4 適正配置相手校の選択基準

同一中学校区にあり、校区が隣接している小学校とする。

5 適正配置において満たすべき条件

- ◇ 原則、適正規模(12～24 学級)になること。
- ◇ 教室数等の学校施設要件を満たすこと。
- ◇ 通学距離が概ね 2km 以内になること。
- ◇ 通学路の安全面で支障をきたす事情等がないこと。

6 基本的な協議の進め方

区長と教育委員会が連携して、児童の良好な教育環境を構築していくとの観点に立ち、保護者、地域住民が主体となって、新しい学校づくりに関われるように取組みを進める。

7 統合を進める上で配慮すべき事項

- ◇ 児童の心理的な負担軽減策(交流事業等)に配慮する。
- ◇ 保護者に過度の経済的負担を与えないよう配慮する。
- ◇ 通学路の安全対策について関係機関(警察等)との十分な調整する。

8 統合校への教育環境等において配慮すべき事項

- ◇ 新しいコンセプトのもとで、学校の活性化・特色化を図る学校長からの提案を支援する。
- ◇ 閉校する学校の文化的な継承が図れるよう考慮する。
- ◇ 児童にきめ細かい対応ができるよう教員配置について配慮する。

9 統合によって廃校となる学校の跡地利用について

- ◇ 学校の跡地は、原則、売却を前提とした処分検討地であるが、その処分及び有効活用について、区長を中心とし、関係局が連携して計画的に進める。
- ◇ これまで学校施設は、地元での重要な役割を果たしてきたことから、個々の地元住民の意見や要望を聞くなど柔軟な対応を行い、慎重に方策を検討する。

本文中のアンダーラインは「学校配置の見直しについて」説明会用に本編に加工したものです。
(H26. 5 生野区役所)

大阪市立小学校 学校配置の適正化の 推進のための指針

平成 26 年 3 月
大阪市教育委員会

目 次

指針策定の主旨	P 1
I これまでの経過	P 2
II 児童数の推移及び現状	P 4
III 適正化に向けた今後の推進のための基本的な考え方	
1 対象校と取組みの優先順位	P 5
2 適正配置の手法	P 6
3 適正配置の基本的な考え方	P 6
4 適正配置相手校の選択基準	P 6
5 適正配置において満たすべき条件	P 7
6 基本的な協議の進め方	P 7
7 統合を進める上で配慮すべき事項	P 8
8 統合校への教育環境等において配慮すべき事項	P 8
9 統合によって廃校となる学校の跡地利用の考え方	P 9

指針策定の主旨

大阪市の小学校の児童数は、昭和 54 年度は約 24 万 2 千人だったが、平成 25 年度には約 11 万 5 千人と半減している一方で、学校数は、昭和 54 年度の 290 校から、平成 25 年度には 297 校と反対に増加している。

このような長年の少子化傾向に起因する児童数の減少の結果、小学校の小規模化が進行し、学年によっては単学級が生じ、さらに複式学級を有する学校も存在している。

一般的に小規模校は「学校としてまとまりやすい」「児童一人一人の生活実態が把握しやすい」などの利点がある一方で、「教育活動の幅が狭くなる」「互いに切磋琢磨する機会が少なくなる」また「クラス替えができないので人間関係が固定化する」などの教育環境に関する課題がある。

集団活動を通して得られる、人と協調する力、困難な問題に対応する力は、子どもたちが将来、社会生活を営む上で不可欠である。

こうしたことから、大阪市では平成 22 年の大阪市適正配置審議会の「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」に基づき、児童のより良い教育環境の整備を図るため、区長と連携しながら学校配置の適正化の取組みが進めているところである。

しかしながら、学校配置の適正化の取組みを進めるにあたり、適正配置対象校の保護者や地域住民に対して、統合に対する理解を深めていただくための協議を重ねている中で、学校が地域コミュニティーの核となっていくこと、学校に対する強い愛着心があること、また小規模校で十分満足しており統合の必要性を感じていないなどの理由で理解を得られないこともあり、協議が長期化することも少なくない状況にある。

これらの状況を踏まえ、今後、子どもたちのより良い教育環境の確保と教育活動の充実を早期に実現させるためには、学校配置の適正化の取組みをより円滑に推進することが重要であり、大阪市としての「学校配置の適正化の推進のための指針」を策定する。

Ⅰ これまでの経過

大阪市における学校配置の適正化に関する課題については、有識者で構成する大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）において検討を重ねてきたところであり、第2次答申（昭和56年3月）以降、教育委員会においては、答申内容を踏まえて、旧の北区・東区・南区の都心3区を中心に、学校配置の適正化を進めてきた。

しかしながら、長年の少子化傾向に起因する児童数の減少の結果、児童・生徒数300名未満の規模の学校が小学校・中学校全体の4分の1を超えるまでになり、市内の全ての区に存在するという状況に至ったことから、教育委員会から平成15年7月に、「学校規模・配置の適正化に関する基本方針、ならびに適正化のための具体的方策」について審議会へ諮問し、翌平成16年9月に「学校規模・配置の適正化に関する答申」（以下「16年答申」という。）を受けた。

16年答申では、まず学校規模に関して、第1次答申（昭和55年1月）における300名を過小規模の基準とした大阪市の過小規模基準は現在においても妥当といえと整理された。

そのうえで、学校配置の適正化に関しては教育効果面での課題を考慮すると、「120名を下回る小学校については、今後、何らかの方策を検討すべき時期にきている」、特に、「複式学級を有する学校等、過小化が今後とも継続し、急速に進行することが予測される学校については、早急な対策を講じ、複式学級を解消できるように検討を始めるべきである」との基本的な考え方の提言を受けたところである。

さらに、16年答申で、今後何らかの方策を検討すべき時期にきているとしていた児童数が120名を下回る小学校について、審議会においてワーキンググループ会議を設置して引き続いて審議を行い、平成20年6月に「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」（以下「20年答申」という。）を受けた。

20年答申では、まず、学校の適正規模に関して、「12学級から24学級までの規模（学級数は特別支援学級を除く普通学級数。以下も同様。）」を適正規模と再整理し、適正化の対象については、「全学年単学級の小学校」を適正化に向けた検討対象とし、基本的には「統合」の手法により進めるべきと整理された。

また、全学年単学級の小学校においても日々教育活動が行われているので、教育効果面での課題に対処すべく、その教育内容の充実を図るべきであるとし、具体的には、「小学校間での交流活動」、「小中連携」、「地域との連携」といった取り組みを進めるべきとの提言を受けた。

20年答申を受けて、教育委員会では全学年単学級の小学校のなかでも、極めて小規模で、教育効果面での課題がより大きいであろうと考えられる3校

より順次、地域・保護者への説明を開始するとともに、審議会においても、平成20年11月にワーキンググループ会議を設置して以降、残された課題について鋭意検討を重ねられた。

その後、平成22年2月の答申「今後の学校配置の適正化の進め方について」において、11学級以下の小学校全体を適正化の対象として再整理され、11学級以下の小学校を①から⑦に分類し、①から⑥に該当する学校を適正化の対象校とされ、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みが立っていない①②に該当する小学校は保護者・地域関係者に対し、学校が抱えている現状や課題など情報を提供し、速やかに「統合」に向けた調整を進めるべきであり、上記以外の③～⑥に該当する小学校は児童数の推移を注視しながら、より規模の小さい小学校から順次取組みに着手されたいとの提言を受けた。（※分類区分はP5参照）

また、平成24年度より、市長の「子どもたちの教育環境を整えるため、11学級以下の小学校については、喫緊の課題として統廃合に取り組む必要がある」「保護者や地域の理解を得る必要があり、区長と教育委員会が連携して積極的に進める」という方針のもと、区長と教育委員会において、区ごとに学校配置のあり方を検討し、連携して保護者や地域住民等との協議、調整を進めることとした。

これらの状況を踏まえ、平成25年12月に学校適正配置の取組みをより円滑に推進するため、審議会より「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進に向けての意見書」を受けた。

◆これまでの学校適正配置（統合）の取組み

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ・難波小学校と元町小学校の統合 | ⇒難波元町小学校（昭和60年4月） |
| ・堂島小学校と曾根崎小学校の統合 | ⇒ 曾根崎小学校（昭和61年4月） |
| ・大宝小学校・芦池小学校・道仁小学校の統合 | ⇒南小学校（昭和62年4月） |
| ・曾根崎小学校と梅田東小学校の統合 | ⇒ 大阪北小学校（平成元年4月） |
| ・長原小学校と大和川小学校の統合 | ⇒ 長原小学校（平成元年4月） |
| ・愛日小学校と集英小学校の統合 | ⇒ 開平小学校（平成2年4月） |
| ・桃谷小学校・桃園小学校・東平小学校・金甌小学校の統合 | ⇒ 中央小学校（平成3年4月） |
| ・精華小学校・南小学校の統合 | ⇒ 南小学校（平成7年4月） |

